OSA通信 =第52号=

長掛栄一税理士事務所 【不定期発行】

★相続時精算課税は本当に有利なの?

平成27年1月1日からの相続税増税の影響や不動産価格の上昇への期待から、通常の「暦年課税贈与」のみならず、「相続時精算課税贈与」も注目されています。

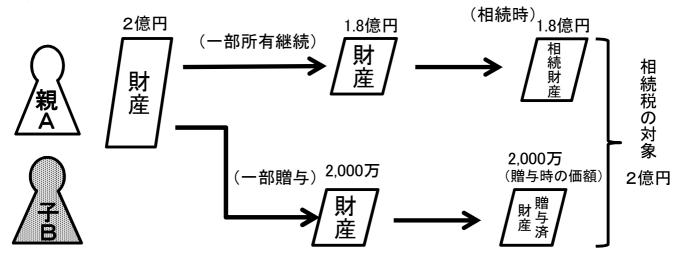
実際に、相続時精算課税を適用した申告者数は平成25年分で5万2千人となり、前年から6千人増加(+13.6%)しました。

それでは、「相続時精算課税贈与」とはいったいどのような制度なのでしょうか?

(若林茂)

◎そもそも「相続時精算課税」とは

相続時精算課税制度は、親世代から子世代への贈与をスムーズにし、消費を活発にするために設けられました。この制度の適用者は、贈与を受けた時には2,500万円までは贈与税がかからず、これを超えた部分は一律20%の税率で贈与税を納付します。そして、相続発生時には相続財産とその贈与を受けた財産とを合算して相続税を計算し、納付済みの贈与税を控除します。つまり、あとで(相続時)精算するので、いま(贈与時)はわずかな税負担で贈与ができる制度であるともいえます。



〈対象者(平成26年分)〉

- ①贈与者は65歳以上である親
- ②受贈者は20歳以上である子(推定相続人)

〈手続〉

「相続時精算課税選択届出書」を 贈与税の期限内申告書に添付して提出

それでは、相続時精算課税制度を選択して贈与をすることによるメリット・デメリットとしては、どのようなことが考えられるのでしょうか?

《メリット》

①2500万円まで贈与税がかからないため、早期にまとまった財産を贈与できます。また②収益物件からの利益は贈与後は受贈者のものとなり、③贈与を受けて子の借入金を返済すれば金利負担の減少にもなります。そして、④贈与時の価額で相続時に精算されるため、将来値上がりが見込まれる場合には有利になります。

《デメリット》

①<u>将来値下がり</u>してしまった場合には不利となります。また、②贈与した財産については相続税の計算時に<u>「小規模宅地等の評価減」ができなく</u>なってしまうため、贈与する財産は慎重に選ぶ必要があります。そして③一度精算課税を選択すると撤回できないため、<u>暦年課税の基礎控除(年間110万円)が使えなく</u>なります。そのため、この制度を使って贈与を行った場合、親Aの相続税負担を減らすことを目的とした贈与にはあまり適していません。